

高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程人文社会科学専攻

入学・修了認定等に関する審議委員会規則

平成 26 年 3 月 6 日
規則 第 81 号

最終改正 令和 4 年 2 月 9 日規則第 52 号

(趣旨)

第 1 条 高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程人文社会科学専攻会議規則（以下「規則」という。）第 4 条第 11 項の規定に基づき設置する高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程人文社会科学専攻入学・修了認定等に関する審議委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専攻長
- (2) 教務委員長（ただし、入学判定については、入学試験委員長）
- (3) 各コースから選出された教員 各 2 人

2 前項第 3 号の委員は、総務委員を含めるものとする。

3 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる委員に事故があるときは、代理を認める。

(任期)

第 3 条 前条第 1 項第 3 号の委員の任期は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び招集)

第 4 条 委員会に議長を置き、専攻長をもって充てる。

2 議長は、委員会を招集する。

3 専攻長に事故があるときは、専攻長の指名する者がこれを代行する。

(審議事項)

第 5 条 委員会は、規則第 3 条第 1 号及び第 6 号に定められた次の事項を審議決定し、高知大学大学院総合人間自然科学研究科人文社会科学専攻会議に報告し承認を受ける。

- (1) 学生の入学判定
- (2) 再入学の判定

(3) 転入学の判定

(4) コース・領域の変更

(5) 修了判定及び学位の授与

(議題の通知及び議案の提出)

第6条 委員会の議題は、専攻長が開会前に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、議題の通知を省略することができる。

(成立及び議決)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条の2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日規則第117号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月13日規則第86号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月9日規則第52号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。